

平成23年3月27日

東北地方太平洋沖地震緊急災害対策本部への要請〈第六弾〉

東北志士の会 代表
自由民主党福島県第二選挙区支部長
郡山市防災対策アドバイザー

根本匠

地域の声を聞け！場当たりの政治主導による被害の拡大を防げ！！

郡山市をはじめ福島県においては、「地震」「津波」による被害に加え、「原発事故」による避難・退去から、農産物等の風評被害が、加速度的に拡がりつつある。

特に、農産物の出荷制限、摂取制限による直接被害にとどまらず、対象とならない安全な農産物、加工食品の価格下落、返品、観光客のキャンセルなど、観光業にまで、風評被害（二次被害）は及んでおり、このままでは、地域経済が崩壊する。

場当たりの政治主導をやめて、問題の本質を見極め、現場で起こっている事実をきちんと把握し、現場の声を吸い上げ、冷静な政策対応、大局を見据えた真の政治主導により、この難局を乗り切らなければならない。

I. 問題の本質は何か

被害がここまで拡大した背景には、本質的な問題として、①摂取制限の根拠となる暫定規制値が科学的・合理的か、②出荷制限、摂取制限の総理指示の法運用が適切か、について、その妥当性を検証しなければならない。

1. 暫定基準は国際基準にのっとれ！

現在の「飲食物摂取制限に関する指標」は、国際基準を超える厳しすぎる暫定規制値であり、リスク評価を行う食品安全委員会において、科学的な根拠に基づき、適切に見直すことが必要である。

国際放射線防護委員会(ICRP)は、1984年原子力災害発生時の食品の規制基準として、事故後最初の1年間の放射線量を全身で「5～50ミリシーベルト」を勧告。1992年には、1984年基準を見直し、基準を10ミリシーベルト以上に引き上げている。(暫定基準値は 5 を採用)

2. リスク評価とリスク管理を分離せよ！

食の安全は、食品安全基本法などにに基づき、リスク評価、リスク管理、リスクコミュニケーションにより、確保される。

特に、食品の健康に与える影響についての科学的評価(リスク評価)機能と、評価結果に基づく基準・規格の設定、規制・指導などの行政措置(リスク管理)については、リスク評価機関である食品安全委員会と厚生労働省などの規制省庁に、完全に分離されている。

このような役割分担を踏まえ、食品安全委員会は、国際基準を参考とし、食品の健康に与える影響についての評価(リスク評価)を、科学的・中立的・客観的に行い、早期に、規制値を確定すべきである。

3. 原子力災害特措法による総理指示は、立法趣旨を逸脱していないか！

現在行われている出荷制限は、原子力災害対策特別措置法第20条第3項の規定により、県単位で、品目を指定して、各自治体から関係事業者等に対し、出荷を控えるよう要請する旨、総理が指示したものであり、本来の食品衛生法を超えて、汚染されていない食品の出荷制限にまで拡げている。

総理の指示権限は、「その必要な限度において、」という限定が付けられており、食の安全を考慮しても、あきらかに基準値を超えていないもの、検出されていない地域にまで、出荷制限、摂取制限を行うことは、科学的には根拠がなく、風評被害を助長しており、合理的な判断か疑問である。

総理の指示権限は、原子力災害という非常事態の危機管理の観点から与えられたものであり、総理の裁量の余地が大きいだけに、その判断の妥当性・合理性、総理の危機管理能力が問われる。

早急に、詳細なモニタリングや検査を行うとともに、産地表示をより詳細化にすることにより、出荷制限地域の指定を、必要な地域に絞り込むべきである。

II. 規制と補償

1. 出荷制限による直接被害と風評被害による二次被害

総理指示による出荷制限により、酪農家の原乳廃棄処分、農産物の廃棄等の直接被害と、出荷制限の対象とならない安全な農産物、加工食品についても、価格下落、返品などの二次被害(いわゆる風評被害)が生じている。

2. 規制に対する補償 <規制と補償は一体>

出荷できないために生じた損害については、今回の出荷制限は総理指示に基づくものであり、規制を行った以上、指示の対象となった県の農産物等について、国で責任を持って補償すべきである。(一次的には東京電力、最終的には国が責任を持って対応する旨を、官房長官が表明。)

特に、出荷制限により収入が途絶え、明日の資金にも困窮する、直接被害を被った生産者に対しては、補償を待たず、すぐにでも資金手当を措置する必要がある。具体的には、酪農、畜産、露地野菜などの全量買い上げ、被害農家への現金支給等も必要。

また、風評被害により、出荷ができなくなった作物や大幅な価格下落についても、二次被害として、補償する必要がある。

3. 補償範囲の考え方の明確化

補償範囲については、第一に、出荷制限の対象となった農産物等の直接被害の補償（福島県内の対象農産物）。第二に、出荷制限による風評被害を受けた福島県の農産物、加工食品の二次被害までを対象にすべきである。

その際、補償対象範囲の考え方を明確にするとともに、損害補償の具体的な方針を策定し、「相当因果関係」の解釈を明らかにして、公表すべきである。

III. 今後の米(野菜)の作付

1. 土壌、水のモニタリングの実施

これから春の作付時期を迎える中、農家の皆さんは、不安を抱えて、困惑している。

国において、土壌、水のモニタリング調査を、緊急に実施するとともに、それらが農作物に与える影響について、十分な情報提供を行い、安全に作付できる農地と作物を明確にすべきである。

2. 安全・安心な土壌・水で耕作した農産物の風評被害についての補償

福島県では、土壌汚染と営農への影響等の判断のため、作付時期を遅らすよう、指導されているが、先のビジョンが明らかでなく、その後の補償も不明確である。

安全・安心な土壌・水で耕作した農作物については、消費者に対し、十分な情報提供を行うとともに、風評被害により、生じた損害については、国において、補償をすべきである。

IV. 原発事故への今後の最終シナリオを示せ！

- ・ 原発事故の最前線の現場では、事故の鎮静化に向けて、関係者が必死の覚悟で危険を顧みず不眠不休の努力を続けており、そのご尽力、ご努力に国民の一人として、心から感謝しております。
- ・ しかし、国・東電の原発事故への対応は、初動において米の支援を断り、自衛隊の投入も遅れ、危機管理において最も避けるべき戦力の逐次投入の罠に陥っている。
- ・ 今後の原発事故への対応に当たっては、国民の高まる不安に応えるため、事故を起こした原子炉の廃止を宣言するとともに、これからの終息へのシナリオ、行程を具体的に明示すべきである。